



山の上病院 訪問リハビリテーションセンター

平成24年4月 新規開設致しました

訪問リハビリテーションでは、通院等が困難な方のご家庭に、直接、理学療法士が訪問し、機能回復や維持のため、身体の各部分の訓練（機能訓練）だけでなく、歩行訓練のほか、更衣、トイレ動作、食事動作などの日常生活に直結した訓練を実施しています。また主治医やケアマネージャー等と連携し、利用者の方の日常生活における自立困難な問題点を分析し、ご家庭で安心して生活が送れるように支援しています。さらに、住宅改修や福祉用具利用のアドバイスや介護相談にも応じています。なお、訪問リハビリテーションには、要介護認定されたご本人及びご家族の依頼により行う介護保険指定訪問リハビリテーションと、医療保険対応による訪問リハビリテーションがあり、当科では両方に対応しております。

業務内容

医師の診療に基づいた、訪問リハビリテーションの計画により、理学療法士がご自宅において、リハビリテーションを行います。

- 寝返り・起き上がり・立ち上がり等の基本動作の訓練
- 屋内・外の歩行練習
- 日常生活動作訓練
- 福祉用具・住宅改修についてのアドバイス
- 介助者に対する介助方法の指導や介護に対する悩み相談



病状や環境をふまえての機能訓練と介助指導を行います。以上の業務につきましては、ご利用者の方の同意を得た上で行う介護保険の給付対象です。すでにケアプランが作成されている場合は、訪問リハビリテーション計画はそれに沿って作成いたします。また、医療保険対応でも同様な内容にて行います。

主治医の許可が必要

訪問リハビリを希望される場合、まずは主治医にご相談することが必要です。障害の状態や運動時におけるリスク管理（心臓疾患があるときなど）によっては、リハビリができないことがあります。リハビリをしてもよいです、と許可がいただければ、あとは主治医より「指示書」というものを発行していただきます。ただし、この「指示書」には有効期間というものがありますので3か月に1回主治医に状態をチェックしていただき、問題がないかを確認することが必要です。

当院での通常の実施地域

静岡市清水区

その他の地域についても、ご相談にのります。(別途交通費の徴収あり)

利用料およびその他の費用

指定介護訪問リハビリテーションの場合の利用料

- 介護報酬告示上の額の1割負担
- 医療保険の場合は、診療報酬告示上の額に基づきます。
- その他の費用(訪問に要する交通費)

介護保険対応で、上記通常の実施地域の方は無料です。上記通常の実施地域以外の方、または医療保険での訪問の場合は、交通費(実費)を承ります。

※自動車を使用した場合には次によります。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 500円



お申し込み方法

主治医にご相談の上、ご利用しているケアマネージャーまたは当院へ電話にてお申し込み下さい。

このサービスの利用には、ご利用者またはご家族の方の同意が必要ですので、ご不明な点について、なんなりとお申し出ください。

営業時間 平日 8:30～17:30

土曜日、日曜・祝祭日、年末年始の5日間(12月29日～1月3日)は休業します。

静岡市清水区草ヶ谷651番地の7 本館2階

山の上病院 訪問リハビリテーションセンター(介護保険事業者番号(2213210301))

<相談・受付窓口>

電話 054-363-1023 理学療法士 山本・斎藤

FAX 054-363-1011